

旧優生保護法問題検証会議
第4回検証会議議事録

1 日 時 2026年1月29日(木) 午後1時～午後4時

2 場 所 弁護士会館17階1702AB会議室

3 出席者

(委員)

松原洋子座長、池田賢市委員、岩井伸晃委員、内布智之委員、大橋由香子委員、加藤聖子委員、上東麻子委員、小山剛委員、齋藤有紀子委員、坂元茂樹委員、佐々木信夫委員、関哉直人委員、田門浩委員、利光恵子委員、奈良岡聰智委員、西村武彦委員、藤井克徳委員、藤野豊委員、藤原久美子委員、藤原精吾委員、松永千恵子委員、三村將委員、村井良太委員

(事務局)

採澤友香事務局長、関口瑞紀事務局次長

4 議 事

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。予定している時間となりましたので、これから旧優生保護法問題検証会議第4回検証会議を始めます。

初めに、検証委員の皆様に向けての注意事項です。

本日の会議はオンライン上で一般公開されています。

また、情報保障として、手話通訳と文字通訳が入っています。

発言する際は、はじめに自分の名前を名乗っていただき、ゆっくり、わかりやすい言葉で発言するようお願いいたします。

また、本日の会場ではマイクは使用をいたしません。会場に設置された固定マイクで音を拾います。そのため、小さい声や、紙をめくる音なども拾ってしまうことがあります。発言されない方はできるだけお静かにお願いいたします。

本日の会議は16時ちょうどの終了を予定しております。議事進行にご協力をお願いいたします。

次に、主に傍聴する方に向けてのご案内と注意事項です。

文字通訳をご利用の場合、日弁連法務研究財団のホームページに掲載しております「字幕案内」のURLをクリックしてご利用ください。

また本検証会議は、原則として録音・録画を禁止しております。

もし、マスメディア関係者の方が報道を目的として本検証会議の動画を使用されたい場合は、事前にご連絡をお願いいたします。とりわけ本日は、画像音声等の加工が

必要となることがありますので、必ずご連絡をお願いいたします。

議事に先立ちまして、前回の検証会議における当方の不手際をお詫びしたいと思います。

前回の検証会議は予定されていた終了時刻である正午に議事が終わらず、会議時間が7分ほど延長することとなりました。他方で傍聴者向けの手話通訳については、予定終了時刻の正午までのご提供となりました。手話通訳の終了について事前にお知らせをしていなかったことから、手話通訳を利用して会議を傍聴していただいた方々にとっては、突然情報の提供が打ち切られたことに、非常に困惑されたことと思います。誠に申し訳ありませんでした。

このたびのことは、事務局長としての会議運営の不手際によって起きたことであり、今後は二度と同じことが生じないように、運営のあり方を見直してまいりたいと思います。

また、検証委員の皆様におかれましても、議事進行へのご協力を引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

さて、会議を始めるに当たりまして、出席委員の確認をさせていただきます。

まず、座長の松原さん、利光さん、齋藤さん、坂元さん、佐々木さん、関哉さん、西村さん、藤井さん、藤原久美子さん、田門さん、藤原精吾さん、村井さん、奈良岡さん、上東さん、大橋さん、池田さん、この後、少し時間が遅れて岩井さんが到着される予定です。

それではオンラインでご参加の委員の出席を確認させていただきます。

内布さん、加藤さん、小山さん、藤野さん、松永さん、三村さん、以上です。

ここからは、松原座長にて進めていただくようお願いいたします。

(松原座長) 座長の松原です。本日の検証会議では、大きく分けて二つの事項を取り扱うこととなっております。

前半では優生保護法被害全国原告団のお1人である飯塚淳子さんのヒアリング、同じく原告団のお1人の佐藤由美さんの義理のお姉さんでいらっしゃる、佐藤路子さんのヒアリングを行います。

全部で2時間程度を予定しております。

後半では、各分科会からの報告をしていただき、今後の検証等の方針について質疑応答を行う予定です。

ではまずはヒアリングを始めます。ここからの進行は事務局にてお願いいたします。

(関口事務局次長) 事務局次長の関口です。

冒頭でもアナウンスをしましたが、本検証会議は原則として、録音・録画を禁止しております。

もし、マスメディア関係者の方が報道を目的として本検証会議の動画を使用された場合は、事前にご連絡ください。

とりわけ、本日は、画像、音声等の加工が必要ですので、必ずご連絡をお願いします。

それではまず、飯塚さんからご自身の被害について一通りお話をいただいたうえで、その後、質疑応答をしたいと思います。

それでは飯塚さんよろしくお願いいたします。

(飯塚) 飯塚淳子です。よろしくお願いいたします。

私は16歳のときに何も説明されないまま、優生手術を受けさせられました。

私は両親が話をしているのを聞いて、自分が子どもを産めなくされる手術をされたことを知りましたが、その当時、優生保護法という法律のことも、優生手術のことも全く知りませんでした。

仙台高裁が、私が両親の話を聞いたことで、優生手術を受けたことを認識したと言っていました、とんでもない話です。

手術されたことを知りショックでしたが、子どもでしたから、後で元に戻すことができるのではないかと思っていました。

しかし、大人になって産婦人科に相談しましたが、無理だと言われました。

優生手術は、私から幸せな結婚や子どもというささやかな夢をすべて奪いました。

若いころは、良いところからの縁談がいくつもありましたが、子どもが産めないという負い目から、受けることができませんでした。

幼馴染みと結婚しましたが、子どもができないことで気まずくなって離婚しました。

最後にとっても良い人と結婚したのですが、内緒にしていることが心苦しくなり、夫に手術のことを打ち明けました。

私は、夫を信頼しきって打ち明けたのですが、夫は、「自分の血のつながった子どもがほしい」と言って出て行ってしまいました。

夫の兄にも、子どもができないことを口汚くののしられたり、義理の母にも冷たく離婚を求められました。

私は婚家に居られなくなり、実家に逃げ帰りました。精神的なストレスから病気になり、働けなくなりました。

優生手術によって、私の人生は狂わされてしまいました。優生保護法は、国が作った法律ですが、私は、自分を優生手術に追い込んだのは民生委員と職親だと思っていました。

民生委員と職親を強く恨んでいました。後から知ったのですが、私は、医師から、民生委員と職親から受けた虐待が心的外傷となっており、PTSDになっていると診断されていました。

これも、優生保護法によって受けた被害です。

宮城県では「愛の10万人運動」によって知的障害者の収容施設、小松島学園が作

られ、小松島学園の入所者が優生手術の対象として狙い撃ちされました。

私は、その小松島学園の一期生です。

当時、民生委員が、障害者を学園に入所をさせる活動をしていたと聞きました。

私は、本当は障害などなかったのに、民生委員によって知的障害ということにされて、小松島学園に入れられ、手術されたのです。

障害者だということでひどい差別や虐待も受けました。

私は、学園卒業後、住み込みのお手伝いとして職親のところに預けられたのですが、職親から、他人の子どもだから憎たらしいと言われ、背中に馬乗りになってほうきで叩かれたり、「バカだ、精薄だ」と言われ…、ごめんなさい、ちょっと目が悪いので……話が外れてしまいました。

それ以上食べると、もっと馬鹿、精薄になると言われ、食事のおかわりもさせてもらえませんでした。

優生手術の時、私を、愛宕橋を渡ったところにある診療所に連れて行ったのも職親でした。

父親からの手紙には、職親から「印鑑を押せ」と責められてやむなく印鑑を押した、と書いてありました。

民生委員と職親からの虐待が、今でもフラッシュバックします。民生委員と職親から受けた虐待が心的外傷となっており、PTSDになっていると診断されています。

私は、平成9年に「優生手術に対する謝罪を求める会」に出会い、その後20年以上もの間、被害を訴えてきました。しかし、国は、「当時は合法、謝罪も調査もしない」と繰り返しました。

私は、手術記録がないことでも苦しめられました。

宮城県に手術記録の開示を請求しましたが、私の関係記録は廃棄され、手術自体を証明するものは存在しないという回答でした。

納得がいかず、異議申立をし、口頭意見陳述もしましたが、県は「ないものはない」の一点張りでした。

私は、長い間、被害を訴え続け、何十か所にも電話したり、相談しましたが、どこもまともに取り合ってくれませんでした。

証拠のなかったことも大きかったと思います。記録が残っていないものも、国の責任ではないのでしょうか。

私は、平成9年、1997年に謝罪を求める会に出会って以降も、長い間たった一人で声を上げ続けました。

この被害が、闇に葬られてはならないと思い、歯を食いしばって訴え続けました。

平成25年、2013年8月に新里弁護士と出会い、平成29年、2017年2月に、日弁連から人権侵害だとの意見書が出されました。しかし、私に対する人権救済自体は、認められませんでした。手術の証拠がなかったからです。

証拠がないということで、日弁連でさえも優生手術を受けたことを認めてくれなかったことにも、大きなショックを受けました。

日弁連の意見書をきっかけに、ようやく仙台の第1次提訴の原告、佐藤さんが名乗りを上げてくれました。

手術記録があった佐藤さんの義理のお姉さんと一緒に、厚生省に要請に行きましたが、国は、「当時は合法、謝罪も調査もしない」との繰り返しでした。これではもう訴訟するしかないということになり、平成30年、2018年1月、佐藤さんが提訴をしました。

私も、佐藤さんと一緒に提訴しないかと言われたのですが、証拠がなかったことから、認められないのではないかという不安が強く、提訴できませんでした。

その後、宮城県知事が、私は被害者と認めると言ってくれたため、ようやく私も提訴することができました。

こうして、私もようやく提訴したのですが、国が争い続け、一審仙台地裁は敗訴でした。期待していたのに、暗闇に引き戻されたような気持ちでした。

各地の訴訟でも、敗訴が続きました。

令和4年、2022年になり、大阪高裁、東京高裁で被害者勝訴判決が続き、同年6月、仙台高裁の判決で、ようやく私たちも救済されるのではないかと期待しましたが、結果は敗訴でした。

判決は、信じられないような内容でした。

他の被害者は、救済されたのに、早くから被害を訴えた私と佐藤さんだけが、認められないことになるのではないかとおそれました。

最高裁が、最後の希望でしたが、判決をもらうまで、不安で不安で、たまりませんでした。

国が長く争い続けたことによっても、私の苦痛は長く続いたのです。

私は、優生手術によって、人生が狂わされたつらい経験や、体験や、国が長い間、「当時は合法」だと言って優生手術の被害を認めないことなどによって、長い期間、大きな苦痛を受けました。

宮城県から開示を受けた資料には、私が、うつ病とPTSDを発症しているという診断書があったそうです。私が、長い間、どんなにつらい思いをしてきたかをわかってください。

最高裁で判決が出るまで、長い間、長い時間がかかりました。その間も、私たち被害者の苦しみは続きました。

最高裁の判決で、優生保護法は最初から明らかに憲法違反だと言われていると聞きました。

そんなひどい法律による被害なのに、国はなぜもっと早く責任を認めることができなかったのでしょうか？ 最高裁では、ようやく被害者を救済する判決が出ましたが、

私の人生は戻ってきません。

本当に、私の体を元に戻してほしい。

それができないなら、せめて、十分な謝罪と補償をしてもらいたい。そして、二度と、このような被害が起きないことを願っています。

以上です。

(関口事務局次長) 飯塚さん、ありがとうございました。

(飯塚) ありがとうございました。

(関口事務局次長) それではここからは、質疑応答に移らせていただきたいと思います。まずは、事前に送らせていただいた質問からいただきます。それではまず、藤原久美子さんからご質問をお願いいたします。

(藤原久美子委員) D P I 女性障害者ネットワーク、藤原久美子です。飯塚さん、本当に今までつらい思いをされてきたことを、改めて聞きまして、本当にあちこち心身ともに傷つけられながら、よくここまで頑張っていたなど、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

ありがとうございます。

まず一つは、宮城県の方でその資料が行政によって、重要な、本来、永久保存版であるはずの記録というのが、転記もしないままに破棄されたということが、やはりこの問題をより遅らせてしまった。その間に、やっぱり原告さんも亡くなられたりとか、未だに名乗りでることができずに亡くなられた被害者の方もいっぱいおられますし、本当にその罪は大きいと思うんですね。

最高裁の判決があつて、何かしら、宮城県のほうから改めての謝罪であるとか、何かあつたのか、なかったのか。

例えば、改めて飯塚さんの方から何かしら求めるようなことをされたのか。その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

(飯塚) ちょっと頭が混乱していてうまく話ができませんが、いろいろ問題があつて、知事からの謝罪はあつて……ちょっと気にしていたのは、被害者に、当時小学生の男の子がいるというのと、9歳の女の子がいるのが、頭の中にずっとあつて……名乗り出てほしいと。自分のこともあるんですが、人のことを自分のことと思つていて、ちょうど一時金の時に他の、**さんが名乗り出ていたのでよかったなと思つました。

すみません。ちょっとうまく喋れなくて。

(藤原久美子委員) ありがとうございます。

(飯塚) こちらこそありがとうございます。皆さんのおかげでここまでこれたので、本当に感謝しております。ありがとうございます。

(藤原久美子委員) あと一つ。

今補償法もできて最高裁判決があつた補償もできたんですけど、未だにその被害

を受けたという方が名乗り出られないという状況を、飯塚さんとしてはどのように感じていらっしゃるでしょうか。

(飯塚) この前、私が被害者に9歳の女の子がいると聞いて、なんで9歳の女の子まで手術しなくてはいけないのかと思っていて。たまたまマスコミの方が来たので、その話を、去年かしら、パソコンで一緒に調べてもらったら、もう1人いることがわかったんです。

ぜひ今、法律ができて、皆さん、名乗り出ているでしょ。出てきて欲しいなと思っています。どなたか、周りの方が教えてあげて、ぜひ名乗り出て、謝罪と補償を受けてもらいたい。

いつもこんな話をしているんですけど、他の方と。

(藤原久美子委員) 三つの質問を事前にしたんですけど、どちらかという、弁護士さんへの質問になっちゃうかなと思っていて、今はしない方がいいですかね。

日弁連さんの意見書とかに関して、何か、弁護士さんたちの方からも、国に対して他にもアクションをしたのかとか。国から、そういういわばほとんど無視だったかなと私達は思っているんですが、何かあったのかなというのを、もし飯塚さんもお答えになればお願いしたいです。

(飯塚) さっきも読んだようにね、もっと国が早くやれば良かったんですが、友達とか、みんな亡くなって自分も今そうなるんじゃないかなという思いがあって……だからちょっといろいろ悩み事がある、いっぱい言いたいことはあるんですが、ちょっと頭が混乱していて、うまく喋れない状況で…。

(関口事務局次長) もし、付き添いの弁護士さんの方から、補足でご説明いただけることがあれば、ご説明いただければと思います。

(笠原太良弁護士) 仙台弁護団の笠原です。藤原さん、今のご質問の件で、私は当時は弁護団に入っていなかったんですが、飯塚さんと一緒に厚生労働省に行っていた弁護団の新里代表に事前に確認をしたんですけど。明確にこの部署が把握して、対応するということまではわからないんですが、確認をしたところを述べますと、時系列としては2015年6月23日に人権救済申立てをして、次、2016年4月26日に1回目の面談をしたそうです。このときは、厚生労働省の雇用均等・児童家庭局母子保健課の課長以下が対応したようです。

そのあと、2回目、3回目の面談もあったんですが、課長、課長補佐が変わったりして、3回目からは課長も出てこなかったという状況で、対応については、ずっと同じ対応で、2017年2月に日弁連の意見書が公表されまして、同じ年の2017年9月26日に4回目の面談、このときは、飯塚さん、佐藤さんのお姉さんと、あと新里弁護士も出ていて、この時もまた「当時は合法」でずっと同じことを言っているの、これじゃ埒が明かないということで、佐藤さんと飯塚さんと話して訴訟をするという方向を決めたという話は聞いております。

(関口事務局次長) 藤原久美子さん、ご質問のほうは、以上で大丈夫でしょうか。それでは次に、上東さんのほうからお願いいたします。

(上東委員) 上東です。今日はどうもありがとうございました。改めて、被害の深刻さを感じると同時に、飯塚さんの長年のご活動が、最高裁判決を引き出し、今、この検証会議が開かれているということに、本当に敬意と感謝を申し上げます。

今回は、飯塚さんが中学生のときに、入所させられた小松島学園のことについて聞きたいと思います。

小松島学園は優生手術の徹底を掲げていた宮城県の子供虐待防止協会というところが運営していました。

飯塚さんは小松島学園の生活について、どんな生活だったか覚えていることを教えていただけますか。

(飯塚) 普通に中学校に行っていたのに、急に施設に、民生委員が決めて、連れて行かれて。でも、勉強は、普通の施設と違って、学校の方で勉強を教えに来たりとか、いろいろありました。それは覚えています。

(上東委員) 学園の先生たちとか、職員は、飯塚さんたちにどういうふうに接していましたか。

(飯塚) 覚えているのが、**と言う、あまり良くない女の先生。この先生に職親のところに就職、住み込みのお手伝いとして、連れて行かれて。私は行きたくて行ったわけじゃないので、そして、この職親が「他人の子どもだからにくたらしい」と言って、しょっちゅういじめられて、背中に馬乗りになってほうきで叩かれたり、今も心の傷が消えることはないのです。

そして、手術しに、愛宕橋を渡って、広瀬川のところに、今はなくなっていますけれども、何度か取材に、マスコミの方に連れて行って来るんですが、そこで、おにぎりを食べさせられて……そのおにぎりの中に睡眠剤が入っていたんじゃないのかなと思いました。なぜなら、おにぎりを食べさせられて、診療所に入って、そのあと手術された後に気がついて、枕元のところに洗面所があって、水を飲みたいから飲もうとしたら、水を飲んではいけないと言われたなど、記憶しています。

(上東委員) それでは、その学園の先生と職親というのは、繋がっていたというふうに感じているんですか。

(飯塚) 感じています。しょっちゅう来ていましたが。でも、あまり教育熱心な職員ではなかったんです、**さんという職員は。

(上東委員) ありがとうございます。飯塚さんの他にも、子どもたちがいたと思うんですが、飯塚さんから見てどんな子どもたちでしたか。

(飯塚) みんな程度が高い子ばかりでした。普通のところだと違いますよね。それが、全然、本当に何と言ったらいいんでしょうね。

本当に程度が高い子ばかりで、学校の方から勉強を教えに来たり、そこに今も施

設があるんですが、小松島学園の脇に**養護学校、今もやってますけれどもここの先生が勉強を教えたり、いまもあります。その施設は。たまに、私は**校長の名前、今も覚えてるんですが連絡を出たりするときがあります。

養護学校は一緒なので、小松島学校園と。そこで私達、養護学校で勉強するようになりました。

(上東委員) 今、程度の高いとおっしゃいましたけれど、小松島学園の職員さんは報道機関の取材に対して、入所していたのは、障害がある子どもだけではなくて、障害はないけれども、ただ単に家が貧しいとか、家庭の事情で入っている子がいたと話しているんですけれども、それはどうですか。

(飯塚) **から来た**さん。この方は、病院から子どもをもらって、赤ちゃんが、首のすわらない赤ちゃんがいて。子どもがやっと歩くようになったときに**さんが、**に子どもを連れて、お互いに子ども同士を遊ばせたりして。

あと、**の**さん。子どもさん2人いるので、**に住む前に、**に、住んでいましたので、買い物に行くと、**さんと一緒に、1人はちょっと障害がある子どもさんで、もう1人は普通の子で、おじさんもおばさんもいい方でよく遊びに行っていました。

今は、津波で家が流されたと思います。**さんのお宅。旦那さん亡くなって、**さんと子どもと孫がいると思います。子どもさんが結婚したかわからないけれど。

(上東委員) その方も一緒に入所していて、大人になってからもやり取りがあったということですか？

(飯塚) そうです、子ども同士で。子どもをもらって、**さんが、2人男の子がいて、一緒に**に子どもを連れて一緒に遊ばせてました。

(上東委員) その方たちも子どもを育てたりしてたわけですね。

(飯塚) **さん、孫が何人いるかわからないけれど、孫がいると思います。

(上東委員) なるほど。先ほど職親というのが出てきましたけれども、飯塚さんの手術には、民生委員…。

(飯塚) すみません、ごめんなさいね。耳が聞こえなくて、耳鼻科にも行ってますので。

(上東委員) 民生委員の話がよく出てきますよね。民生委員は小松島学園と何か関係はありましたか。

(飯塚) 何と言うのかしらね。

人を不幸に追いやろう追いやろうという、母親もいじめに遭ってたし、今も母親のことを考えるとかわいそうだなって。いじめですよ、早く言えば。

そして、民生委員と、民生委員の親戚が組んで、母親とか、あと私らも優生保護の手術をするために行っていたんだと思います。

(上東委員) 民生委員も学園に、小松島学園に来たりしていたことはありますか？

(飯塚) 職親と連絡を取り合っていたのか、陰で関わりがあったのを覚えています。

(上東委員) そういう福祉に携わっている人たちが関わっていたということですね。

(飯塚) そうです。

(上東委員) ありがとうございます。

(飯塚) ありがとうございます。

(関口事務局次長) それでは次に、大橋さんからのご質問をお願いします。

(大橋委員) 大橋です。飯塚さん、今日はありがとうございました。

(飯塚) こちらこそ。

(大橋委員) 長い間お疲れ様です。今日はまたお話ありがとうございました。

今、民生委員の話が上東さんからも出ましたが、小松島学園に入る前から、民生委員の人が飯塚さんのことを、嘘のことを書類に書いたりしたって言ったと思うんですが。

(飯塚) そうです。

(大橋委員) でも、そんな民生委員さんは、手術をした後は、その後どうですか？とか。あるいは、知的障害だというのなら、こういう福祉がありますよとか。手術が終わったら、もう来なくなっちゃったんですか？

(飯塚) 全くありません。

優生保護の手術をする前は、しょっちゅう実家に来ては母親をいじめたり……母親は、私らに食べさせるために、農家の仕事をして、お米も農協さんに供出米を出してましたから、だから農家の仕事をして、それから商い、母親が、私らを子どもたちが7人もいるので私を頭に。それで母親が商いをして、結構お金を残した人なんです。

だから、妬みもあったと思います。しょっちゅう母親もいじめられていました。

今も母親のことを思うとかわいそうだったなっていうも思っているんで。

(大橋委員) 民生委員とか福祉の人が、困っている人を助ける仕事をしているのかなと思ってたんですけど、昔の飯塚さんのお話を聞くと、そうではなかったということのようなんですが。

(飯塚) 何よりも、母親が子どもを育てられないって、年中、母親はどんなにつらかったか。

頭痛いって、ここに鉢巻きして、ゆわいて。今もはっきり覚え記憶しています。

(大橋委員) 飯塚さんは長女だから、お母さんのこと、仕事を手伝ったり、妹や弟の世話をしたわけですね。

(飯塚) 手伝ってました、そうですそうです。子守しながらご飯の支度、そして母親が働いてきたところに、やっぱり親恋しさで、障子紙を作ってるところに、学校から帰ってから行ったら、おかあちゃん仕事があるから、おうちに帰ったらご飯の支度していてねって。そして、母親に会って、それからうちに帰ってご飯の支度と子守をしたりしていました。

(大橋委員) それで忙しいときは、学校には休みがちになって、成績が悪くなったかはわかりませんが、それで知能検査をされて小松島学園に入れられたんですよね。

(飯塚) たまに休んだときがありました。あとは学校には行ってました。

ただ、学芸会とか。小学校のときの学芸会。

今もはっきり記憶してるんですが、あと、中学校のとき、運動会、母ちゃん仕事があるから言ってやれないからって言って、必ず馬鹿の一つ覚えで、いつもおいなりさんを作ってくれて、それを覚えています。

でも、民生委員は、母親が子どもを育てられないって、年中言っていました。

(大橋委員) ありがとうございます。

(飯塚) ありがとうございます。

(関口事務局次長) 大橋さん、質問は、以上でよろしいですか。それではまだ少しお時間がありますので、会場の検証委員から質問がありましたら、よろしく願いいたします。

(佐々木委員) よろしいですか。私、検証委員の佐々木信夫と申します。本当に長い間お疲れ様でございました。

飯塚さんのおかげで裁判になって、これからね、私は、精神障害をもっているんですけども、今度ね、私達は、精神障害者の問題、差別の問題にも繋げていこうと思います。本当にありがとうございます。

(飯塚) ありがとうございます。

(佐々木委員) 簡単な質問ですが、笠原先生と飯塚さんに教えて欲しいんですが、手術の証拠がないということではいぶんお困りになったんですけど、手術の跡ってというのは、医学的に証明できないものなのですか。

というのは、協力医とかがいて、見てもらって、それが証明できるのか、そういうことはなかったんですか。

(飯塚) 手術の傷は、日弁連に行ったときに、女性の弁護士さんがいて、傷を見せたりしました。傷があるので、大きな傷が、今も傷が残っています。

お医者さんが……ずいぶん前ですが、手術されたことを知って、子どもを産めるようにしなくちゃいけないって言う、東京のどこかの病院に行ったのを、今も覚えてるんですが、婦人科に行って子どもが産めるように元に戻せる？ って聞いたことがあります。でも、無理でした。

(佐々木委員) そのことは、証拠にはならなかったんですか？

(飯塚) 証拠にはなっていません。そして書類がうちに今もあります、細かい書類は残っていて、優生手術必要って書かれた書類もあるんですよ。今も取ってあります。

それなのに、県のほうの書類が処分して、ないって言われて。

書類は、それが結果を書いているんです。公になる前から1人でいろんなことを調べ

たりして。資料は細かに載っているやつがうちにあります。

(佐々木委員) ありがとうございます。つらい思い出を思い出させてしまって申し訳ございません。ありがとうございます。

(関口事務局次長) 他に質問がある方はいらっしゃいますでしょうか？

それでは藤井さん、お願いします。

(藤井委員) 飯塚さん、どうも今日はお疲れ様でした。

(飯塚) こちらこそいつもお世話になってありがとうございます。

(藤井委員) 最後の方に言われたように、こんなことが二度とあっちゃいけませんよね。

(飯塚) そうです。

(藤井委員) 二度と起こさないために飯塚さんが考える何か具体的な、これをもう起こしちゃいけないというために、どういうふうにしたらいいと思いますか？

(飯塚) だから、前にも言ったと思うんですが私がいつ、ぼっくりいくかわからないので、他の人たちを二度とこういう目に遭わせない、ということをやったと思うんですが、やっぱりそういう思いが強くあります。今。

私らは死んでいく人間だけど、これからの人たちがいるので、二度と行ってはならない。これは強く、いつも思っていることです。

(藤井委員) 具体的に例えば厚生労働省だとか宮城県だとか。飯塚さんは仙台市ですよ？

(飯塚) そうです。

(藤井委員) 厚生労働省や仙台市に対して、二度と起こさないためにこういうことをしてほしいというのがあります？ 具体的に。

(飯塚) 北海道でちょうど私達、優生保護の裁判をやっているとき、テレビでたまたま……障害者でも程度の高い子が、結婚だと言って、それを手術するようなことをやったんでしょ、北海道で。

それで、新里弁護士さんの事務所で、東京から来た取材を私は受けているので、軽度の障害者の方なら、中に子どもさんを育てていたのを見たことがあるので。だから、周りの人たちが、ちゃんと支援をしてあげてほしい。

それを訴えました。

(藤井委員) 知的障害が仮にあっても、お子さんが育てられるように。

(飯塚) そうです。

(藤井委員) そういう応援をしてほしいということですね。

(飯塚) 応援してほしいです。これは前から私個人でも思っていることだし、障害があるからって不幸にしてはならないし。

(藤井委員) わかりました。ありがとうございました。

(飯塚) ありがとうございました。

(関口事務局次長) 他にご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。上東さんお願いします。

(上東委員) 度々すみません。先ほど小松島学園の話で、**先生に最近会ったと…

(飯塚) **さんと一緒に行ってきました。覚えていました。私も学園の中に、シスターボーイって気持ちの優しい男の子がいて、シスターボーイの話をしたら、**先生も覚えていて、私も覚えているんです。当時の。

(上東委員) 他にどんなお話をしましたか？

(飯塚) よく学校から先生が来ていたのをよく覚えているので、勉強を教えに。

そういうのは、はっきり、**養護学校ができて、今度はそこで勉強して、卒業証書は今もあります**中学校、卒業生はみんなそこに行って卒業をしました。

(上東委員) ありがとうございます。

(関口事務局次長) 他にご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか？ お願いします。

(松原座長) 飯塚さんお話をありがとうございます。

(飯塚) ありがとうございます。

(松原座長) 先ほど民生委員がお母様をいつもいじめていたとおっしゃいました。それで、お母様には子どもが育てられないといったことで、いじめておられたという話だったんですが、その育てられないというのは、どういう理由で育てられないとその民生委員は言っていたのでしょうか？

(飯塚) ただ悪く語りたかったんだと思います。

(松原座長) その民生委員の方が来るたびにお母様に「子どもは育てられない」と。

それで、例えばそれは、子どもが多すぎるからということでしょうか？ それとも、生活が大変だからということでしょうか？

(飯塚) 当時、生活が苦しいと言うけれど、同級生のお宅なんかも、まるっきり苦しい思いをして、まるっきり何にもない。うちは母親が働いていて、農家なので、野菜も作っている、土地も今もあるし、田んぼも、田んぼは今、弟が耳も聞こえなくなってきたから、作ってもらって、昔は農協さんに供出米を出していましたので、今はよその方が作って弟が妹たちのところに持っていったり、今年は少し弟がうちに持ってきましたが、野菜を作ったり。

(松原座長) では、しっかりと働いて生活ができる状態だったけれども、なぜかそのお母様につらいことを言われて、それでその流れで飯塚さんが施設に行くことになったという。

そういうことでよろしかったでしょうか？

(飯塚) なんていうんでしょう、人のことがにくたらしいというか、この職親じゃないけれど、他人だから、他人の子どもだから憎い憎いとしょっちゅういじめにあつて、

(松原座長) なるほどつらい思いをされたんですね。

(飯塚) つらかったですよ、本当に。よく頭が狂わなかったなっていうくらい。

(松原座長) そういうお母様を長女としてご覧になってお辛かったと思います。つらいお話、今日もみんなで伺うことができ、本当にありがとうございます。

(飯塚) ありがとうございます。

(松原座長) ともかく、今日、そろそろ時間だと思っただけですけども、こういうおつらい体験を何度もこういった公式の会議の席でお話をされるということは、本当に緊張もされるし、大変なことだと思いますけれども、本日は本当に仙台から東京までいらしていただき、お話をいただき、ありがとうございます。座長として改めてお礼申し上げます。

飯塚さんありがとうございます。

(関口事務局次長) それでは質問を終了させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、飯塚さん、貴重なお話をどうもありがとうございました。

(飯塚) ありがとうございます。

(松原座長) それではこれから10分間の休憩に入ります。

5分でよろしいですか。ではちょっと10分を切りますが、14時5分から再開いたします。よろしく願いいたします。

(松原座長) では時間になりましたので、会議を再開いたします。

関口事務局次長、よろしく願いいたします。

(関口事務局次長) 事務局次長の関口です。

冒頭でもアナウンスをしましたが、本検証会議は原則として録音・録画を禁止しております。もしマスメディア関係者の方が報道を目的として本検証会議の動画を使用されたい場合には、事前にご連絡をください。

とりわけ本日は、画像や音声等の加工が必要ですので、必ずご連絡をお願いします。

それでは続いて佐藤由美さんのお姉さんである佐藤路子さんから、佐藤由美さんの被害について一通りお話をいただいた上で質疑応答に入りたいと思います。

それでは佐藤さん、お話をよろしく願いいたします。

(佐藤) 私は原告佐藤由美の義理の姉で、佐藤路子でございます。よろしく願いします。

飯塚さんの話を聞いて、何回も聞いているんですけど、何回聞いてもつらい何十年間という人生をまた感じることができました。

飯塚さんと妹の場合は、また別なくくりというか、なんですけれども、結婚して初めて妹に会ったそれからの出会いと裁判までのお話をしたいと思います。

はじめに私は、平成30年1月30日に全国で初めて提訴した旧優生保護法国家賠

償請求訴訟原告、佐藤由美の義理の姉です。

優生手術台帳の記録によれば、妹は昭和47年に旧優生保護法第4条に基づく優生手術を受けました。

本来であれば、妹本人に、手術のことや、その後の苦しみについて直接話を聞きたいところでしょうが、妹には知的障害があり、うまく話すことができません。そのため、私が代わりに、主に妹の受けた手術や、妹の苦しみに、またお母さんの苦しみについて聞いたことを見聞きしたことをお話いたします。

私と妹の出会いについて私が19歳の時に夫と結婚し、夫の実家で暮らすようになりました。結婚した当初、妹は、養護学校に入所していましたが、その後自宅へ戻り、40年間生活を共にしていました。

妹に初めて会ったのは、妹が養護学校に入っている時でした。妹の第一印象は、目のくるっとした人懐っこい、可愛いという印象でした。

私のことを「お姉さん」と、そう呼んでくれました。多分、お母さんに言ったら、ちゃんと「お姉さん」と呼ぶようにとお母さんに言われておったと思います。

妹が受けた優生手術について、結婚してすぐくらいに、夫の母、今は亡き母から、妹が「子どもができないよう手術した」と聞きました。

この「手術」が、旧優生保護法に基づく強制不妊手術であるとわかったのは、ずっと後の話です。

亡き母は、この手術について「思い出したくない」「でも伝えておかなければならない」という葛藤を抱えているような表情をしていました。悔しそうにも悲しそうにも感じました。

亡き母の言うとおりに、確かに、妹のお腹には手術の傷跡が、傷が残っていました。私は妹のお腹の手術痕を見て本当に驚きました。臍の下から恥骨位まで、縦に14センチ位あったと思います。今ですら8センチくらいの痕が残っています。傷は紫色だったと思います。傷の幅は3センチくらいあったと思います。

私が亡き母から妹の手術の話聞いたとき、手術した理由は、母が精神薄弱である娘の行く先を案じこっそりと病院へ行ったのだと思っていました。

私はなぜこの世にそのような手術が存在するのか疑問に思っていましたし、なぜ妹がそのような手術を受けなければならなかったのか、疑問に思っていました。私にとってはただのかわいい妹でしかなく、そのようなかわいい妹が手術をしなければならなかったのか。怒りの感情も湧きました。

今振り返れば、亡き母も本当は娘に優生手術などを受けさせたくなかったのだと思います。

理由はわかりませんが、何らかの理由で妹に優生手術を受けさせなければならず、亡き母も悔しい悲しい思いをしたのだと思います。

特に妹は亡き母にとっての一人娘でした。幼少期には妹だけのために面倒見てくれ

る方がいたぐらい、お嬢様だったと聞いています。亡き母が農作業をしなければならなかったからかもしれませんが、とても大切に育てられたそうです。そのように大切に育てた一人娘に、子どもを産むことができなくなるような手術をさせなければならなかったのは、とりわけ、つらかったと思います。

優生手術後の妹の様子について、私が結婚して一緒に暮らす中での生活の様子ですが、妹は読み書き、数字は理解できません。しかし、日常生活では特に家族が手助けをすることは特段ありません。声掛けが必要ですが洗濯をしたり、食事の後の食器洗い、掃除などとりあえず、家事一般をこなしておりました。

私の3人の子どもたちの世話もよくしてくれました。ミルクを飲ませ、オムツ交換、着替えなど世話をたくさんしてくれましたし、よくおんぶをして面倒を見てくれました。私が忙しく動いていると、「私がおんぶするから」と自ら言いつつもおんぶをしてもらっていました。私の3人の子どもたちも、妹によくなついていました。妹は子どもが好きでしたから、もし妹に子どもができたら、よくかわいがっていいお母さんになっていたと思います。

私は妹が子どもたちの世話をしてくれたり、一緒に遊んでいる姿を見るたびに、ほほえましく思う一方で、妹が優生手術のせいで子どもを作ろうと思っても、つくることができないという事実には思いをはせ、悲しい気持ちになりました。

妹は、養護学校から自宅に戻ってきた当初から優生手術の影響で、体調不良を訴えていました。具体的には日常的にお腹が痛いと訴えていました。また、昭和62年頃、妹は特にお腹が痛くなる頻度が多くなったので、私が付き添って病院に行つて受診をしました。すると病院で卵巣嚢腫と診断されました。担当医は付き添いの私にはっきりと手術の癒着を原因として卵巣嚢腫になったと言っていました。

この卵巣嚢腫のせいで…妹はこの卵巣嚢腫のせいで、右卵巣摘出手術を受けざるを得ませんでした。

このように妹は、優生手術のせいで子どもを産みたくても産むことのできない体になっただけでなく、肉体的、精神的に後々まで大きな影響を及ぼされたのです。

妹は優生手術を受けてからつらい思いをしてばかりで、本当にかわいそうでした。

手術してからは、その後「お腹が痛い」と言うことはありませんでした。

妹は昭和54年頃、近所の農家の息子との縁談話が持ちかけられました。しかし、縁談の相手に妹が優生手術を受け、子どもを産めない体であることがわかるや、破談となってしまいました。

妹は男性とお付き合いをすることに興味がなかったわけではありません。男性に対する憧れの感情が見て取れる時もあります。ですから、妹は好きな男性と結婚して家族をつくるという人生もあったはずです。しかし、優生手術は妹が子どもをつくることはおろか好きな男性と結婚して家族をつくることすら奪いました。

情報開示請求について。妹の優生手術に関する情報開示請求をしました。

開示請求の結果、優生手術台帳が開示され、妹が強制不妊手術をされたのは、昭和47年の12月、妹が15歳、中学3年生のときであるとわかりました。

また、妹は、医師が妹を遺伝性精神薄弱であると診断した理由に、妹や保護者の同意がなく、県の優生保護審査会による審査に基づいて優生手術をされたこともわかりました。

なお、妹は遺伝性精神薄弱ではありません。

私が亡き母に聞いたというか、言われたところによれば、生まれた翌年に手術を受けたところ、この手術の際の麻酔が失敗したため、何らかの障害を負ったということです。この情報開示請求を見たときに、目の前がもう真っ白になりました。そのとき、妹も一緒に行っていたので、本当に言葉は…記者会見も一緒だったので、問われても答えることができませんでした。

遺伝性精神薄弱にしてまでも、強制不妊を受けさせられたということは、本当に怒りというか、本当に情けないというか、本当にどれだけ…お母さんが苦労したという、本当に嘘をつかれてやったということが初めてわかったから、日常にお母さんの言動とかいろいろ考えると、こういう苦しみがあったからなんだというのが、このとき私はわかりました。

妹は、女であっても子どもが産めない。ただ、嫁である私は、子どもを産み育てている。

妹にすれば、かわいい姪っ子、甥っ子はとてもかわいいけれど、お母さんとかお父さんにすれば、自分の娘にもこういう子どもがいたらどんなによかったかなと思うのは、本当につらかったと。その分、そのつらさが、私にあてられるというかなあ、何かそういう気持ちもあったこともあり、自分自身ちょっと、歯を食いしばって、これは頑張らなくちゃいけないということがありました。

裁判について、妹は「裁判」という言葉は理解できないので、私は妹に、「お姉さんね。お腹の傷、手術しなくてもよかったのに手術されたから闘うんだよ」と言いました。

妹はそれに対して、ニコニコしながらうなずいていました。

平成30年1月30日、提訴日を迎えました。この日、家を出るときには私は何をしに行くのかをもう一度繰り返しました。すると、「お姉さん、頑張ってくるからね」と言ったら、「闘ってくるね」と言ったら、妹から「お姉さん、頑張ってきてね、家のことはちゃんとしているから」と。

「家のことをちゃんとしているから」というのは、ご飯を私が準備していったのを、ご飯とかそういうのをきちんと食べて片付けて待っているからねという意味です。

だから、何か言って、お姉さんは闘ってくるんだろうというのは、その後の裁判に行くたびに、そういうふうを送られて、裁判に臨みました。

同年の3月28日に開かれた第1回口頭弁論で、国は請求棄却を求め争う姿勢を示しました。私は期日の後の記者会見で、国が争う意向であれば、受けて立つと述べました。

仙台地方裁判所に向かうとき、電車の車窓から、咲き始めのピンクの梅の花を眺め、寒かった冬が過ぎ、春色の季節がやってきたのだなと実感したのを覚えています。

終わりに、妹は現在、特別養護老人ホームに入所していますが、日々、楽しく過ごしています。妹も、私と変わらない同じ人間です。旧優生保護法は、障害者を淘汰するための法律だったのかと思います。幸福の追求権、命の尊厳を根本から否定し、非人道的なことを行った法律……強制不妊手術について明らかになってくる事実は、過去の出来事では済まされません。

日本国の法律に定めるところで、ひどいことがなされたのです。国は、過去の過ちと真摯に向かい合い、謝罪をしていただきたいと思います。謝罪なしの補償は、将来に生かす反省に繋がらないと思うからです。

最高裁勝訴によって、障害があっても自分らしさ、個性を生かし、生活できる社会になってほしいと思います。

この検証会議で、最終的な報告で、生かされたときに、この国の障害者差別、人権侵害がなくなることを期待したいと思います。以上です。

(関口事務局次長) 佐藤さん、ありがとうございます。それではここから質疑応答に移りたいと思います。

まずは、事前に検証委員からいただいた質問からさせていただきます。それでは、藤原久美子さんからご質問をお願いいたします。

(藤原久美子委員) 藤原です。ありがとうございます。

なかなか言葉にできない障害のある方の代弁者としても、それからご家族として、いろいろ嫌な思いをすることとかも、いっぱいあったかと思うんですけど。本当に、裁判をしていただいたということは、勇気のいることだったと思います。ありがとうございます。

さっき飯塚さんにもさせていただいた質問とかぶりますけれど、今こうして、補償法もできたけれど、未だに名乗り出る人が、ほとんどないということは、今のこの障害者、そして障害者の家族としても、路子さんがどのように感じておられるか、なぜなのかというところを、ぜひお答えいただければと思います。

(佐藤) 名乗れないというところですね。飯塚さんは自分でやられて、つらい思いをして、自分で提訴もできたし、いろんなところで活動をされてきたというのがわかります。

ただ、妹のように、知的障害とかあれば、本人はできないし、家族もやはり勇気を持って申請をしない限りは、掘り起こしは難しいのかなと考えます。

なぜかという、やはりつらい思いばかりしていて、何十年も経って、してくださいと言われても、手を挙げられるかどうかというのは、やはり難しいです。私はたまたま、ずっと、もう50年ですね、今年というか、もう50年も経つからいろんな思いがあるけれど、一緒にいたからできるし、私が裁判というか、申請とかでも、家族が一番先にやっぱり家族というか、嫁の立場であるし…何かこれが知れたときに、マスコミとか何かで知れ渡ったときに、「ああ、なんであそこの嫁が何をしたんだろう？」と思われるのがすごくつらいと思うし、自分の子どもたちも嫌な思いをするだろうと思って。まず、うちの妹は兄弟3人なので、妹が一番下で、うちの夫と、あと真ん中に弟がおりまして、まず弟に、こういうことがあって、裁判をするからどうですかということを聞いたんです。そしたら、自分は何もできないけれど、お姉さん頑張ってください、ということをおっしゃいました。

あとそれから、おじいさんですね。

お父さんの兄弟…それと、兄弟の一番上で、上のお姉さんは亡くなっていたので、従姉妹の方と話をしているいろんな資料とかも見せて。こんなの、これで裁判をするけれども、と話をしたら、頑張ってくださいと。そこでも従姉妹にも言われ、それから今度お母さんの実家に行って、甥っ子さんだったんですけれど、そこでもやはり、お手紙を持って行って話をしたら、「ご苦労様です。頑張ってください」という了解を得ました。

だから、兄弟とお父さんの上、お母さんの実家の人たちが承諾してくれれば、それはもう誰も文句言う人はいないと思ったからです。だから、ハードルが高いというか、いろいろです。ごめんなさいね、なんか…。

(藤原久美子委員) ありがとうございます。もしご家族の中でどなたかが反対していたら、どうなったか……。

(佐藤) しないかもしれない。ただ、自分の子どもには……別に私が決定権があるから、子どもにはいうのを理解してもらうまではちょっと時間が、年数がかかったんですけれど、大丈夫でした。

(藤原久美子委員) やっぱりご家族が結構止めるという話も聞くんですね。その気持ちはわかる部分はありますか？

(佐藤) やっぱり最後はお金に結び付く、私が苦労したことをみんな見ていた親戚とかは理解してくれるでしょうけれど、何もわからない人はなんでお金をその人というか、お金というか。

お金欲しさばかりにと批判されそうだから、ちょっと躊躇するかなと思いました。

(藤原久美子委員) ありがとうございます。随分、それまでに障害者の家族であるということ、嫌な思いとかいっぱい出てきたということもあるという。

(佐藤) そうですね。

(藤原久美子委員) ありがとうございます。

(関口事務局次長) 藤原久美子さんからのご質問、もうよろしいでしょうか。それでは大橋さんからのご質問、お願いします。

(大橋委員) 大橋です。今日は貴重なお話、ありがとうございます。

二つお聞きしたいことがあります。

今、お話で、路子さんの夫さんがいて、由美さんがいてもう1人、弟さんがいたということで、男の兄弟が2人いらしたわけですけれども、義理のお母さんは息子たちには、由美さんの手術のことは伝えてなかったのでしょうか。

(佐藤) それは伝えていなかったです。

聞いたら、全然弟も夫もわからないということで……12月、(優生手術) 当時の12月といたら、今は雪が少ないんですけれども、その当時の雪は12月の寒さというのには本当に大変な交通機関を使うにも大変だったと思います。

その時、夫は車の免許を持っていたので、長男に頼んで病院に連れてってもらえばいいのに、お母さんはそれをせず、黙って行ったということは……タクシーかバスで行ったのかなっていうのを考えると、さらになんか……弟は高校だったのですが、もしかすると盲腸で入院するって言って1週間ぐらい、いなかったこともあるかもしれない、と言われたけれども、その手術っていうのが不妊手術っていうのは、全く思い当たらないというふうにびっくりしておりました。

(大橋委員) お母さんは、息子の妻にだけ話をしたという。

(佐藤) そうですね。

(大橋委員) ありがとうございます。もう一つは、情報開示をした後のことなんですけれど、あるいは裁判を起こしたりした後に、優生手術台帳には、由美さんのお名前とか、病院の他に同じ日かな? 他の、黒塗りをされてたけれども他にも手術を受けた方の記録があったと伺いました。

路子さんはその後、由美さんがいた学校とか施設とか、そういうところに同じような被害の人がいるかもしれないと思って職員の人に聞いてみようかとおっしゃっていたことがあったと思うんですが、その辺は実際お聞きになったりしたのか、あるいはそのときの何か施設とか学校の人の反応とかがあったら教えてください。

(佐藤) 裁判が始まったころは、妹は障害者施設に通所していたんです。

それで、たまたま親の会というのがございまして、そのときに、40人ぐらいの親御さんがいたところで、私は、一時金支給法ありますと、弁護団とかの電話番号も書いて、何かあったら私も相談に乗りますって電話番号も書いて、パンフレットとか、を作って資料を作って、みんなにお渡ししたんですけれども、全然シラーっと、今更みたいな、今更って言葉出なかったけども、何でこういうのよこすの? みたいな感じで、すごい視線が怖かったです。

それで、あと施設の人、女の人に「そういえば由美さん、お腹に傷があるもんね」

って。

というのは、入浴介助するからお腹に傷があるってことはわかっていて、それで、うちはもっと誰かいたのって言うても教えてくれなかったし。もしいたら、ちゃんと教えてくださってという話もしたんですけども、全然何でもないって。情報開示請求したときに、妹と、他に3人ぐらい、黒塗りだったんですけども、3人ぐらいで全部4人同じ日に、同じ先生に手術をされているのはわかりました。でも、その方たちがどうかというのは、やっぱり調べるのがなくて駄目でした。

それで、最近補償法が始まって1年ということで、各市の総合支所を何ヶ所か私、回って歩いたときに、補償法のポスターとかそういうのが1枚もなかったんですね。それで、これでは何かできることないのかなと思って、市議員に頼んで事情を話したら、その市議員さんは「じゃあ、近日中にちゃんと配布します」ということお約束してくれました。

その後、支所にはまだ行ってないからわからないんですけども、そういうこともあり、本当にこれを風化させては駄目だし、やっぱりこういう補償とか…もうここは最高裁で勝訴をしているんだから、もう少し各市町村でも行政でも、もう少し、してほしい。というのは、なぜ私はそれを言うのかというと、障害者、そういうことが昔あったってことは……今はもうそういうことは、差別とか人権侵害はしてはいけないという雰囲気、やっぱり役所とか、そういうところから上げていくのもいいのかなと思って、その市議員はいくらかわかっていたようで、市では個人通知はしない。でも、宮城県でやるって言うてるんだから、市ではそういう通知とか、そういうのはしなくていいんだと、市長はそういう考えだと言われて、これは情けないなど、ちょっとがっかりしたことがあるんです。

だから、行政の力というのはすごい強くなって。行政がもっと本当に、市の福祉の関係のところに行って聞いてもわからないって、担当者に優生保護法のとって、わからないって言われました。だから、まだまだ……興味のある人は、新聞とかいろいろ気をつけてみるだけけれども、やっぱり行政でももう少し、市長とか、そういう力を入れるというか、心持ちですよ。

どれだけやるっていうのは気持ちだから、私はそのへんでどうか改善されていけばいいなと思っておりました。以上です。

(大橋委員) ありがとうございます。

(関口事務局次長) それでは、ここから会場からの質問を募りたいと思います。

検証委員の方からご質問ありましたら、挙手をお願いします。

(佐々木委員) 検証委員の佐々木信夫です。

非常に単純な質問なんですけれども、台帳開示請求されたんですよ。その中にちょっとその書式は私存じませんが、その中に優生手術をしなければいけない理由というのが書いてあるんですか？ 何と書いてあるんですか？

(佐藤) 遺伝性精神薄弱です。

(佐々木委員) それだけですか。

(佐藤) はい。

(佐々木委員) 何を言いたいかという、要件としては、旧優生保護法4条だと公益という要件があるんですけども、何で公益に反するかっていうことは書いていないんですか？

(佐藤) 手術台帳を……私が宮城県の手術台帳を見たのは、それには何年何月にどこの病院で先生は誰がした、結局お金、国費をどのくらい出してるかっていう、それがメインだったようです。

それに遺伝性精神薄弱ってありました。

(佐々木委員) そうすると、妹さんが15歳のときに手術だったということは、佐藤さんはおいくつぐらいだったんですか。

(佐藤) 私がですか？ 私は17歳。

(佐々木委員) 17歳か。そうすると、手術って審査会というところが審査するんですね。その通知というのは見ていないんですよね？

(佐藤) 全然、嫁に行った立場なので、それはわからない。ただ、結婚した後に、お母さんにお腹の手術をしてるって、ただ、それを聞いただけで、詳しいことも、聞くこともできなかったです。

(佐々木委員) なるほど。じゃ、何でその公益に反するかとか、そういったことは全然わからないってことですよ。

(佐藤) お母さんもわからなかったです。

(佐々木委員) ありがとうございます。

(関口事務局次長) 他にご質問ある方、挙手をお願いします。
お願いいたします。

(奈良岡委員) 委員の奈良岡です。

関連なんですけど、先ほどのご説明で、手術のときの詳しい状況はわからないものの、ご家族が嘘をつかれてやったというふうな話をされましたけれども、その解釈について、もうちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

(佐藤) そうですね。私はそのとき、お腹を手術をした理由がお母さんに聞けなかったから。なぜ聞けなかった、聞けなかったというのは、自分もそのとき妊娠をしていたんですよ。だからお母さんに、どうして何でやったの？ っていうところまで聞けなかったんです。それで、考えたら、法律はわからないけど、もしかすると知的障害なので、もし、15歳、中学校卒業して、あれだったら、心配で、誰かが乱暴されるとか。

そういうのが昔はあるから、そういうのを心配して、そういうふうにしたのかなって思ったんですけど。でも、あまりにもむごいなって。

私、40年間、おかしいなって、なんでって、ずっと思っていたんですね。それで、飯塚さんのことはネットで見ていたので、それで勇気をもって、新里先生に連絡をして、謝罪を求める会の方々と繋がり、裁判では活動というか、いろいろ勉強とかを教えていただきました。

(奈良岡委員) ありがとうございます。様子を見てみると、お母様は積極的にやりたいとは思わないはずなのに、やったのは、要するに、遺伝性精神薄弱という理由をつけられて、法律上はやらないといけないんだってというようなかっこうで言われたので、まあ渋々というか、進まないのにやることになったのかなという。

(佐藤) なぜそう思ったかという、お父さんもわかんなかったと。

お父さん…、それで、亡くなった人のことを申しわけなくて言いたくないんですけども、お父さんの気持ちも考えると、お父さんはわかっている…よくお酒を飲んだんですね。そのときに、娘、由美は…って言って泣いていたりとか、してる 때가あって。

あと、時々お母さんと諍いがあるのは、そういうのが原因じゃないかなというのを自分の中で、思っていたんです。それが、情報開示請求をして、強制不妊で15歳ってなったときに、その何年間の過ごした日々の中で、そういうことがあったのは、やっぱり同意してなくて無理やって、お父さんもわからなくて、お母さんが病院に連れて行ってやったから。お父さんは…やっぱり娘を傷つけてしまったということは、すごいお父さんは、お母さんを、何でやったのか？ みたいな感じで責めたりしたのかなと。

名前を言って泣いていました。お酒を飲むとね。だから、ああって。

情報開示を見て、自分の中で、ストンと落ちたってというか、自分につらく当たったのも、お父さんがお酒を飲んでというのも、そういうことだったのかなって、初めて思いました。つらかったらうなって。

(奈良岡委員) わかりました。ありがとうございます。

(関口事務局次長) お願いします。

(藤原精吾委員) 検証委員の藤原精吾委員です。

今、台帳に遺伝性精神薄弱と書いてあってそれをもとにして、手術をされたということだったんですけども、その遺伝性の精神薄弱ということについて、何か診断書とか、あるいはその前に、妹さんを、誰か専門の医師が診察をしたとか、そういう事実があったかなかったかということは、わかりますか？

(佐藤) 元々、遺伝性ではないんだけど、精神薄弱は間違いないです。それは障害者療育手帳というのを取得しているんで、そのときの分を情報開示請求して、黒塗りもあったにしても、やはり遺伝性精神薄弱というのは一切なかったです。

それを1歳で手術をして、麻酔の効きすぎで障害になったということは明記されていきました。

(藤原精吾委員) それも手帳に書いてあったんですか。台帳？

(佐藤) 手帳にはないけれど…。台帳というか。そうですね。

(藤原精吾委員) そうなると遺伝性とは全く逆のことですよ。

(佐藤) 遺伝性と書かれていたから、私は、お母さんは、本当は遺伝性なのに遺伝性ではないって私に教えたのかと思って。療育手帳を取得しているから、その情報開示請求したんです。そしたら、遺伝性じゃなくて、精神薄弱は間違いはないけれど、遺伝性とは一言もなかったです。

(藤原精吾委員) そうですね。遺伝性でないのをわかりながら、精神薄弱にされた。そして、台帳には遺伝性ということ、根拠なしに書かれていたと。

(佐藤) だから、私はもう…

(藤原精吾委員) ありがとうございます。

(藤井委員) 佐藤さんどうもありがとうございます。せつかなので、さっき触れられていましたけれども今補償金の申請だとか、慰謝、一時金、人工妊娠中絶…非常に申請者も伸びていないし、また、認定件数が対象人員の2%弱なんですよ。

佐藤さんの立場から、そうした、まだ申請していない人たちに対して声をかけるとすれば、どんな言葉がけがあるか。いかがでしょうか？

(佐藤) もし、誰かにお会いしたときに、手術しているけれども、何もまだ申請していないというふうに言われたときには、私は、原告になって、いろんな思いで裁判をして、一時金請求とかしても、そんな自分の苦勞してきたことを思い、家族のことを思ったら、「ハードルは自分自身は高くなかったからあなたも勇気を持ってやってみましょう」って。「申請するにはサポート弁護士さんがいらっしゃるので、そちらにお願いすればやってくれると思います」っていうふうに助言すると思います。

(関口事務局次長) それでは、Zoomで、加藤さん、ご質問あればお願いします。

(加藤委員) ありがとうございます。産婦人科医の加藤です。産婦人科医なんですけれども、ちょっと先ほど言われていた、優生手術を受けたときの傷が15センチぐらいあって今も8センチぐらいあるという話と、その後、手術の癒着で卵巣嚢腫ができてという話があったと思うんですけども。

そこでちょっとお聞きしたいんですけど、その優生手術は不妊手術であって、卵管の手術が主で、卵管だけの手術だったらそんなに15センチも傷がいくかなとちょっと産婦人科医としてちょっと疑問に思ったんですが、妹さんはその手術の後、月経、生理はちゃんと来ていましたか？

(佐藤) 生理はありました。

(加藤委員) ありましたね。わかりました。時々、子宮を取った手術をした人がいるという話も聞いたことがあったので、この場合どうだったんだろう？ と思いましたのでちょっとお聞きしました。

それなら、月経があったならしっかり子宮は残っていると思います。わかりまし

た。

(関口事務局次長) 他にご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか？ 関哉さんをお願いします。

(関哉委員) 委員の関哉です。

佐藤さん改めまして、大変、この間の、裁判を起こす前と起こしてからでも大変だったなというところ、改めてお聞きして、本当に感謝申し上げます、の一言なんですけれども、僕からの質問は、お母様からのお話で、妹さんが子どもできないような手術をしたという話だけを聞かれていて、その後、裁判、長い間の裁判を通じていろんなことをお調べになった部分もあるのかなと思うんですけれども、宮城県では、さっき飯塚さんのお話にもあった「愛の10万人運動」というのが盛んに行われていて、当時の福祉協会とかいろんなところが関わってやられていて、妹さんに知的障害がおりということもあって、その辺りの宮城県が進めてきた運動と、お母様の判断への影響とかどういう経緯でどういう理由で手術に至ったんだろうとか。そのあたりは本当にお母様が残した、子どもができない手術をしたという言葉がなかったら、これは、もしかしたら埋もれてしまっていた話なのかな。

調べても調べても、なんで手術に至ったのかというのはやはり出てこないというのが、そのあたりをちょっとお聞かせいただければと思います。

(佐藤) お母さんがその言葉を残していなければ、埋もれていたと思います。

手術とか開示請求するとか、それには至らなかったと思います。

(関哉委員) 委員の関哉です。

なんでお母様がそういうことをしたんだろう、ということをいろいろお調べになって、いろんな方に話を聞いてみたりとかされたと思うんですけれども、何かわかったことというのはあったんですか？

(佐藤) 手術したって、親戚でも、わからなかったです、聞いても。ただ、隣のお母さんに、うちにいつもお手伝いに来てくれるおばちゃんは、なんかそれ手術したということはわかっていたみたいですけど、ただ、私が直接、やってるんだよというふうには、教えてくれる人は、お母さん以外誰もいませんでした。

(関哉委員) そのお母様の発言しか残ってなくて、それをなんでその判断に至ったかに繋ぐ理由というのは推測も含めて、全然情報というのがないということですか？

(佐藤) 家族の中ではさっきお話したような感じが、雰囲気的にはあって、それは手術したことは40年間おかしいとは思っていました。でも、なぜかとか、どういうふうな経緯でというのは、全然わからなかったです。

(関哉委員) ありがとうございます。

(関口事務局次長) 他にご質問のある方はお願いします。

(池田委員) 委員の池田と申します。よろしく申し上げます。手術をされたのが15歳、中学校3年生のときと書かれていたので、これ、そのときの様子が、もし何か伝

えられていればということですがけれども、学校の先生と家庭とは普通は連携を密にし
ながら、学校の教員は子どもを差別や人権侵害から守るという、そういう存在なはず
なんですけれど、その辺は…もし何かわかることがあれば、学校との関わりとか連携
みたいなことは、何かありましたか。

(佐藤) 兄妹で、ちょっとそのときに生活していないからわからないんですけど
も、妹が中学3年で私は高校3年で、当時だったら森昌子とか山口百恵とか。あと、
事件では浅間山荘事件とか。川端康成さんが亡くなったというか、何かそういう時代
で、私は高校のときはすごく、人権とかにすごく大事にしてくれる先生に…それはす
ごく厳しかったんですよ。

人に対する…。そういうのが、それが陰でそういうことをされていたというのは、
何なんだろうというふうに思っておりました。

ただそのときの、ただ中学3年で12月で、他の同級生は受験勉強しているのに、
なんでそのときにね、そういう手術をしなくちゃいけなかったのか、本当に悔しい。

(池田委員) 学校の先生が……絶対欠席していますからね。欠席をどういうふうに理
解していたのか、

(佐藤) そこを聞きたかったんですけども、先生も調べたんですけど先生もいなかった
んですよ。いろいろしたけれども、その当時のことを先生もわからない。

やっぱり、宮城県で件数が多いのに、申請数が少ないというのは、土地柄という
か、やっぱり「愛の10万人運動」とか差別とか、そういうのがすごい多かったか
ら、そういう風土とかまだ土着なんだけど、まだそういうのが残っているから駄
目なんだ。

その福岡だけ、前は福岡だけ？ 福岡だけでは、すごいみんな調べて申請に繋が
っているという。

そういう地域もあるのに、市長がそういうことはしないって。県でやっているから
いいでしょう？ というそれ自体がやっぱり地域的な問題が私はおかしいなって。

だから被害者も多かったのだろうし、あと宮城県でどれぐらい申請しているかもわ
からないけど、その件はどうなのかなって、それはいつも不思議に思っています。

(関口事務局次長) それでは質問の方はよろしいでしょうか？ では質問の方は終わ
りたいと思います。佐藤さん、どうもありがとうございました。

(松原座長) 飯塚さん、佐藤さん、大変重いお話、でも大変貴重なお話を今日ここ
でしていただき、どうもありがとうございました。

検証会議としては、今日のお話をしっかりと受け止めて、今後の検証、そして再発
防止の提言に繋げていきたいと思っています。ありがとうございました。

それではここで10分間の休憩といたします。3時10分に再開いたします。よろ
しく願いいたします。

(松原座長) それでは時間となりましたので再開いたします。ではここからは、各分科会からの報告をしていただきます。

前回の検証会議から本日までの間、全ての分科会で会議が執り行われました。本日は、その会議で議論された内容を、各分科会の委員長からご報告いただきたいと思えます。

それでは、まず、第1分科会利光委員長からお願いいたします。

(利光委員) 第1分科会の利光恵子です。

第1分科会では、被害実態の調査検証を行います。

方法としては、一つ目には、被害者の方およびその関係者の方への聞き取り調査。二つ目には、資料や記録等の調査を行います。

まず、被害者の方々への聞き取り調査についてですけれども、今日もありましたけれど、検証会議の全体会議の中で、これまでに、北三郎さん、鈴木由美さんのインタビューが終了しました。今日は、飯塚さん、佐藤さんのお話をお聞かせいただきました。

次回、3月の検証会議では、尾上敬子さん、一孝さんにお話を伺います。

また、第1分科会を中心とする少人数での聞き取り調査としては、3月末までに北海道の小島さん、大阪の野村さんご夫妻、加山さん、兵庫県の小林さん、目黒さん、熊本のハンセン病療養所の菊池恵楓園におられる杉野さんについて現地にお伺いする形での聞き取り調査を行いたいと考えています。

また、第2分科会とも連携しながら、医療や福祉関係者の方への聞き取り調査などを行いたいと考えています。

次に、資料・記録の調査についてですけれども、これについては、個人情報も含めて、マスキングのない形での資料の提出を要請する方針で、現在、最終的な調整を行っているところです。また、2018年に行われた厚生労働省による調査であったり、国会報告書作成のための調査では、「提出は任意」とされていたわけですが、今回の調査は、補償法を根拠とした法律に基づく調査であるということ強調したいと考えています。ただし、公開については、個人が特定されないような配慮をするということをしちんと付言したいと考えています。

まず地方自治体に対する調査では、行政機関（本庁、公文書館、保健所、福祉事務所等）が保有する優生手術あるいは子宮・卵巣・睾丸の摘出であったり、卵巣への放射線照射といった法定外の手術、あるいは障害や疾病を理由とする人工妊娠中絶に関する資料の提出を求める予定です。

また、優生保護相談所に関する資料、「不幸な子どもの生まれない運動」に関する資料の提出も求めようと計画しております。

早期実施に向けて、現在、依頼書であったり、調査要領を作成している段階です。

次に、医療機関、福祉施設に対する調査では、網羅的な調査と、個別の機関や施設

への集中的な調査を行おうと考えています。

網羅的な調査については、こども家庭庁や厚労省の協力を得て、全ての機関、全ての施設に調査依頼を発出する可能性を追求しているところです。

また、2018年に厚労省が優生保護法に関連する資料・記録の保有状況を調査しているわけですが、そのときに、資料や記録が「ある」あるいは、「ある可能性がある」と回答したところには、必ず調査を実施すること、特に中絶被害については、医師会の協力を得ることも、今、考慮しているところです。

これらについても、現在、依頼書と調査要領を作成中です。

また、個別の機関とか施設への集中的な調査については、現在、リスト化も含めて検討中ですが、ハンセン病療養所あるいはのぞみの園や秩父学園など国立の施設、一時金支給法や補償法によって認定された被害者の方々あるいは国賠訴訟の原告の方々に関係された医療機関や福祉施設、これまでの調査の中で資料が確実に存在すると思われる施設について、集中的な調査を行いたいと考えています。以上です。

(松原座長) 利光さんありがとうございました。続きまして、第2分科会委員長齋藤委員長からお願いいたします。

(齋藤委員) 第2分科会の齋藤です。

第2分科会の報告をします。第2分科会は前回の検証会議の後に、12月22日に第2回の会議、それから1月15日に第3回の会議をオンラインで行いました。参加者は参考資料にあります通り、分科会のメンバー全員と、あとオブザーバーとして、松原座長と、第1分科会の方々の参加がありました。

第1分科会と第2分科会は、今、利光委員長からもお話がありましたが、訪問する施設やお話を伺う個人が重複する可能性がありますので、情報共有は大切だと思っています。

前回ご報告しましたが、第2分科会に課せられている課題は二つあります。

一つは優生保護法制定経緯の検証と、もう一つは、優生保護法がなぜ平成8年まで改廃されなかったかの検証です。

それを踏まえまして、12月第2回会議では、検討が必要な項目として、日本における優生思想の導入と、法の制定、改定の関係、それから優生保護法の選定から改定までの意思決定プロセスを検討する必要があるということが確認されました。

それを検証するについては、先行研究を確認するとともに、関係資料も散逸する前にきちんと確保すべきであるということ。さらに、当時を知る元職も含めた官僚や委員の方へのヒアリングも、早め実施するのが良いだろうということで、現在、行うべきことのリストを作成している状況です。

また、女性の権利や性教育に関する活動との関係も精査する必要が提起されました。これはリプロダクティブヘルス/ライツの視点というだけではなく、かつて女性の自立に先進的な考えを持った女性の中に、断種法や優生保護法に賛成した人がいた

こととか、その後、性教育バッシングなどがあった時期もありますので、そのことも含めて、その背景を検討しようという趣旨です。

また、他の視点としては、優生保護法と隔離収容政策、つまり手術によらない遺伝防止施策というようなものとの関係も精査が必要だろうということ。あるいは、手術対象に、犯罪傾向や性欲異常などが含まれた経緯なども検証する必要があるだろうということが議題に上りました。

さらに、1月の第3回会合でも、各自の関心の取材を引き続き確認しながら、検討すべきテーマや具体的な調査先の提案が行われました。

優生結婚相談所で、どのような相談指導が具体的に行われていたのか。その内容がわかる資料があると良いので、そういうところを当たれると良いだろうということや、それから、海外の報告にはあがるような先住民に対する差別という観点からの強制不妊手術について、日本ではまだその視点が少ないと思われまので、アイヌの状況などを含めて検証する必要があるのではないかという意見がありました。

また、戦後も国民優生法が残った沖縄に特化した問題についても、検証する必要があるのではないかということになりました。

さらに、教育関係者への意識調査やメディアに対する調査も行えると良いという意見が出ました。

また、第2分科会としては、優生保護法を、戦後政治史として位置づけられるような検証作業ができると良いということも話し合われました。

このように第2分科会としての問題意識はまだ広く維持しながら、着手できるテーマについては、着手していこうということで、具体的に名前が挙がっている施設や、個人を訪問するための準備を現在整えているところです。また、関連領域の専門家をお招きしてお話をうかがうことも検討しています。

次回は、2月17日に開催の予定となっています。

第2分科会からの報告は以上となります。ありがとうございました。

(松原座長) 齋藤さん、ありがとうございました。では最後に、第3分科会の坂元委員長からご報告をお願いいたします。

(坂元委員) 第3分科会の坂元茂樹です。よろしく申し上げます。

第3分科会の報告をします。

第3分科会は2025年12月15日に第2回会議を、2026年1月26日に第3回会議をオンラインで行いました。

第2回会議は、一部を除く分科会メンバー全員が参加し、齋藤第2分科会長にオブザーバー参加していただきました。

第3回会議は、2名を除く分科会メンバー全員が参加し、利光第1分科会委員長、齋藤第2分科会委員長、にオブザーバー参加をいただきました。

第3分科会に課せられた任務、課題は大きく三点です。

第一に、平成8年の優生保護法の母体保護法への改正以降の対応に関する評価です。具体的には、①母体保護法下での被害実態、②国の対応およびその評価。③都道府県の対応およびその評価です。対象となるのは、①医療、②福祉、③教育、④司法・各法曹界、⑤マスメディア、⑥官僚団体の三つです。

第二に、調査および検証と（母体保護法への改正以降に関するものを含む。）を踏まえた再発防止のための提言です。具体的には、各界で優生思想を繰り返さないために何が必要かを検討するために、先にご紹介した医療など六つの対象に加えて、資料館の創設、資料の保存が対象となっています。

第三に、被害救済のためのあらたな枠組みづくりをする。具体的には、①国内人権機関の設立と②人権侵害の再発防止のための措置です。

こうした任務、課題に対応するために、第3分科会の第2回会議では、調査、検証等の項目および今後の進め方について概要、次の事項、すなわち、①優生保護法改廃後の各界、法曹界、医師会、教育等の対応と責任、②優生保護法と関連する精神科医療の歴史と実態、③優生保護法が見過ごされてきたことについての法学的な検証、④不妊手術、中絶に関する外国の法制、⑤障害者法制の系譜、⑥障害者に関する裁判例の調査について意見交換が行われました。

こうした議論を受けて調査権調査、検証等の項目と担当者を決定いただきました。

第3分科会の第3回議では、ご担当の岩井委員・藤原委員・小山委員を中心にまとめられた司法・法曹界（省庁、都道府県含む）に関する調査事項、その中には、旧優生保護法の被害の救済抑止等において、憲法学説の果たしてきた役割の検証や、障害者関連の立法、法制および裁判例の検証が含まれています。また、国内人権機関等に関する調査事項については法務省、外務省、衆議院・参議院に対する照会とともに、諸外国における国内人権機関のあり方の調査が含まれています。

これらを事前に委員に配布し、第3回会議で意見をおききした結果、国内人権機関については、新たに各党および人権擁護について活動実績のある主要なNGOに対する照会を追記しました。

その他、第3回会議では、今後の進め方について次のように、憲法的観点からの検証、旧優生保護法改廃前後の調査検証、精神科医療における課題に関する調査検証、ハンセン病問題の調査を参考とする調査研究について、意見交換を行いました。

なお、今後のスケジュールですが、第4回会議を2月17日火曜日10時から、第5回会議を3月18日水曜日13時からです。第3分科会からの報告は以上です。

（松原座長）坂元委員長、ありがとうございます。前回の検証会議から本日まで開催された分科会の内容について、三つの分科会から報告していただきました。

ただいまの報告に対して、ご意見やご質問がある方いらっしゃいますでしょうか。

（田門委員）田門です。

（松原座長）田門委員、どうぞ。

(田門委員) 第3分科会を担当しています、田門と申します。担当の内容は資料2 1ページに載っております。

いくつかございまして、一つは、平成8年以降の改正以降の対応評価、そのうち福祉分野を担当しています。

もう一つは、再発防止のための提言、そのうちの福祉分野を担当しております。当然、施設など、それから、調査をしたいと考えております。

今、第1分科会、第2分科会、それぞれご報告いただいて、それに対して調査中ということをお聞きしました。調査をする場合には、当該項目の中に私も入れていただきまして、項目について相談をしたいと考えております。以上です。

(松原座長) どうもありがとうございました。

今おっしゃっていただいたのは、調査を各分科会で行うにあたって、何を調査するのか、例えば何をインタビューするのかについて、しっかりと情報共有をして決めていきたいということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

(藤原精吾委員) 藤原精吾です。

今の問題提起と、それから佐藤さんの話から言えることですがけれども、民生委員、とりわけ宮城県の「愛の10万人運動」を展開したことについて言えば、民生委員というのが、非常に大きな役割を果たしている。

民生委員というのは、法務省のほうの人権相談の人と同じように一応、当時は厚生大臣が任命をして、各地の市町村から推薦を受けて、大臣が任命するわけです。その活動は、必ずしも指揮命令ではありませんけれども、国だとか自治体が、こういうことをやってくれという要請をすれば、民生委員は何万人もいるわけですけど、その人たちが動くわけです。

おそらくは、佐藤さんの話にも民生委員が出てきましたけれども、民生委員が厚生省、厚生大臣の意向を受けて、手術をどんどんやるように地域の人たちに勧めろ、という活動を展開していたというふうに推測できるわけです。そこで、どこの分科会でやるかは別として、やはり厚生大臣の任命してきた民生委員が、この優生保護法の実施についてどのような役割を果たしてきたのかということを検証しておくということが非常に大事ななと考えました。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

今ご指摘の点については、例えばいろいろ公文書等からということであれば、第1分科会の担当になりますし、それから、優生保護法はどう運用されてきたのかについては、第2分科会となるかと思えます。

おっしゃる通り、大事なポイントで、実際、優生保護法では都道府県優生保護審査会の委員にも、民生委員が入ることが明記されておりますので、それ以前の、

あるいはそれ以外での役割というの、注目すべきだと思います。このあたりは第3分科会にも関わるかもしれませんが、主に優生保護法施行ということで第1、第2でしっかりと検討していくべきだと思います。ありがとうございます。

(坂元委員) ちょっとよろしいでしょうか。

今、藤原委員の御指摘はとても重要な点だったと思います。今日の飯塚さんのお話で、「愛の10万人運動」の中で、民生委員の人が小松島学園に入るようにお母さんに強く迫っていたというお話だったわけですが、実は、ハンセン病問題と、この障害者の問題で通底している点があると強く感じたのは、実は戦前の癩予防法の下で、昭和4年に愛知県の民生委員、当時は方面委員と呼ばれていたんですけども、この人たちが、長島愛生園が建築中の現場を訪れまして、そして、ハンセン病患者の人たちを、この療養所に入れましょうという第1次無らい県運動の先駆けとなりました。これは2001年の熊本地裁の国賠訴訟でも判決の中で指摘をされております。

ですから戦前の方面委員と戦後の民生委員がくしくも、一つはハンセン病療養所、もう一つは小松島学園になるんですけども、その中で優生手術をさせると、ハンセン病の場合は、強制隔離政策を進めた光田健輔が、実は法的根拠なくハンセン病患者に断種手術をやっている、これを内務省と厚生省が黙認をして、初めて合法化されるのが優生保護法三条三号の中に、ハンセン病患者というのが出てくるんですね。こうした中にやはりハンセン病問題と障害者問題で通底している問題があって、そこに一つのアクターとして、民生委員というものが出てくるわけです。

この点は少し、我々検証会議でどの分科会でやるかというのは今後検討するとして、しっかり検証していく必要があると思いましたので、発言をさせていただきます。

(松原座長) ありがとうございます。

医療の役割と同時に、福祉の役割というのが、優生手術にかなり関わっているということ、これを改めて認識することだと思います。他の方はいかがでしょうか？ はい関哉さん。

(関哉委員) 関哉です。松原さんにご質問なんですけれども、先ほど民生委員が審査会の委員として構成されていたということで、それに関連して審査会の委員の構成メンバーを構成する職業というか、そのあたりが調査とか情報収集とか、あるいはこれからの周知という意味でも鍵になるのかなと思っているのは、民生委員以外にどんな典型的に職業があったんでしょうか。

(松原座長) それは私へのご質問でしょうか。

(関哉委員) ご存知かなというところでわかる範囲で教えていただければと。

(松原座長) まず都道府県優生保護審査会のメンバーをどのようにして知るかというのは、各都道府県の関係資料ですね、基本的には優生保護審査会関係の資料で、どう

いう人に委嘱をしているのかとか、それからそれぞれの委員会の議事録が残っています。そこでの関係ということです。

それから、一般的な開示請求でもお名前も開示されて肩書きもわかることもありますし、肩書きだけ開示されることもありますし、いずれも黒塗りのこともあります。

それで、断片的にしかわからないということがまず前提なんですけれども、私が見た範囲では基本的には法律に基づいて、医師ですとか、裁判所関係の方とか、民生委員とかってということだと思んですが、例えばある県では、更生施設の民間の更生施設の代表の方とか。婦人保護施設のようなそういう方が入っている場合もありました。それは学識経験者的な枠がありまして、そこで、優生保護法に明記されているあて職以外の方も入っていくことがある、ということだと思います。

やはり都道府県によって、どのような方が入るかというのは、共通の部分もありますし、そうでない部分もありますので、そこで、それぞれの特性が見えてくるということもあるかと思えます。

第1分科会の報告にありましたように、とにかく各行政機関については、マスキングなしの開示を、法を根拠にお願いしていくという方針でいますので、どういう方が優生保護審査会の委員に関わっていたかについても、これまで以上に明らかになるという見込みがあるかと思えます。

(藤原精吾委員) 検証委員の藤原ですけれども、今の件で、審査会の審査の手続きとか、あるいはその資料の読み方なんかが、非常に問題だったということは、国会の報告書にも一部記載されているわけです。手術した後で審査会を開いたとか持ち回りをやったとか。

今日の佐藤さんの要綱をもう少し詳しくということで聞いてみたら、1歳のときに手術を受けた。何の手術でしたか？ ということで聞いてみたら、ちょっとこれはあんまり個人情報なんですけれども…。

(松原座長) では、個人情報なら控えてください。

(藤原精吾委員) 外科手術だったということで、精神とは全く関係のない手術であったということが、おそらく当時の手帳、今の療育手帳にも書いてあったということで、それは裁判の証拠に提出されているそうです。

だから、そういうのを見ながら審査会が、なんで遺伝性だという判断をして、それに基づいて強制手術を行ったのかということ私どもとすれば非常に問題だろうと思います。

審査会が本当に歯どめの役目を果たしていたのかどうか非常に重要な問題だと思っていますので、その点よろしくお願いします。

(松原座長) 皆様でその点も解明していきたいと思えます。多分時代によって、あるいはその審査会のメンバーによって、遺伝性という概念の捉え方が、我々が今考えるような、厳密な医学的な研究や根拠に基づいているということと違っているという場

合もあるかもしれません。もちろん生後の事故等による障害が原因であったとすれば、どう考えても遺伝性ではないわけですが、なぜその審査会でそういうことを認めたのかどうか。

議事録を見ますと、これは明らかに、遺伝性ではないので、4条では受け付けられませんといったような記録もあるわけですね。

だからそういう形で、部分的にその辺については機能している場合もあるわけですが、では、12条ならいいのかということは、また別の問題であると。でも、ご指摘の点ですね、やはりなぜそれが認められていったのかといったことについては、先ほどの審査会がどういう方々が関わられていたのかということも併せて、しっかりとデータに基づいて検証したいところかと思えます。

(佐々木委員) 手短に3分で終わります。

各分会の内容とはちょっと関係がないんですが、まず、先ほど松原さんがおっしゃったように、各優生審査会のメンバーのお名前が開示されないという、黒塗りで出てくるといって、これが法律家的に言うと、一応私も法律家ですけど、なので言うと、なぜ国家権力とか、ある意味、抑圧者ですね、こういう言い方も断定的でよくないけれども、抑圧者のプライバシーが何で守られるのかというところが、すごく私には、すごく疑問なんです。

リーガルという、リーガルな見地から見ると、裁判官の方って、もう本当に、何でしょう、すごく厳しい判決を書く方でも、ちゃんと自分の実名を出して公言しているわけですね。私はこうだと。そういうやり方がない。非常にリーガルじゃないということ。

それから法律的に考えると何でしょう、暴力的侵襲に対して、審査会という。そういうある意味リーガルじゃない。そういう審査会が審査していたことというのは、日本国憲法のもとにおいて、後付けで考えると、これはあり得ないんじゃないかということ私を私は考えています。これは私の意見です。

ちょっと事務的なことで、事務局の方と松原座長にお聞きしたいんですけど、不妊手術の被害者の方が現れていて、その方のヒアリングかプレゼンを開いてほしいと思うのですが、1名です、女性の方です。これは可能ですか？

(松原座長) では私からよろしいでしょうか。

まず最初のご意見については、何と申しますか。いろいろな説明の仕方があり得ると思うんですけども、公職にある人については、例えば一般的な開示請求を経た場合に、お名前まで開示されるということは珍しくないです。ただおっしゃったのは、ある都道府県からの開示についてはそうなのに、そうでないところもあると。

これはどのように法的に説明できるかというお話かと思えます。これは、専門的な議論にもなるでしょうし、当時、例えば国会の報告書の当時は、やはり、個人情報保護法よりも、各県の条例が優先していたということもあるので、その個人情報保護法

のあり方にも一部関わってくるところがあるでしょうし、それぞれの都道府県の方針ということもあるかと思います。これは私の意見です。

あと、暴力的な身体侵襲について、憲法の下でこのようなことが行われたということについてのご意見を、個人的にとおっしゃいました。ご承知の通り、問題はこれが優生保護法に基づく法的な行為として、優生保護法審査会に権限が与えられ、本人の承諾のない手術ができる形になっていたということだと思います。このあたりも、しっかりと改めて検討すべきことかと思います。

最後の被害者の方のヒアリングなんですけれども、もしお持ちいただけるのであれば、インタビューに協力していただくをお願いをする可能性は十分にあります。ただ、検証会議として行う調査ですので、しっかりと足並みを揃えて進めていく必要があると思います。

それで、これまでは、検証会議で、委員である原告の方、それから今日は原告の方という形でお話しいただいているんですが、今後、そうでない方にもお話を伺う場合に、やはり調査の趣旨や、しっかりとした了解をいただくという手続き、これを整える必要があると考えておまして。今、分科会委員長、座長、それから事務局で、その様式ですね。あるいは手続きのルール、これを整理しているところです。

それで、もう早ければ、2月あたりから第1分科会で、そういった方々のヒアリングが始まりますので、それに間に合うように整える予定ですから、今、ご提案していただいた方にも、もし調査をお願いするとなったら、そういう方法でいきたいと思って。

いわゆる説明書、同意書のひな形を作ろうと考えているんですが、それについては各分科会の委員のご意見も聞いた上で、整えていきたいと考えておりますので、次の分科会にその点をお諮りする、あるいは、メーリングリストでお諮りするということになると思いますのでよろしくお願ひいたします。

(佐々木委員) 利光さんとお話を進めるのがよろしいですか。

(利光委員) 第1分科会で、被害者の方の実態調査の中で、インタビューにご協力いただけるのであれば、そのご本人と相談しながら、また、検証会議として調査が必要ということが、分科会の中で合意ができれば、もちろんご一緒にさせていただきたいと思います。

(佐々木委員) それではメールを送ります。

(松原座長) 事務局とも同報でお願いいたします。

(藤井委員) 別件で…。

(松原座長) ごめんなさい、藤井委員にお話いただく前に、本日16時、もう終了です。それであと、意見交換に使えるのは4分ぐらいですので、その旨ご了解ください。では、藤井委員お願いします

(藤井委員) これは課題というか、資料保存の関係なんです、第3分科会なんです

がこれは二つに分けて、一つは本格的な資料保存の問題と当座は既にこの検証会議が始まっているわけですから、いろんな資料を出てくると保存をどうするかという点についてこれは座長、国会事務局も含めて、検討いただきたいことだけ申し上げておきます。僕らも一緒に考えますので。

(松原座長) ありがとうございます。既に第1分科会では、収集資料が集まるという想定ですので、それは他の分科会の委員の先生方が収集された資料についても、しっかりと保存し、共有できるような仕組みを考えたいと思っております。

何か良いご提案があれば、ぜひどなたからでもお願いしたいと思います。

(齋藤委員) 簡単に事務局にお願いだけなので。

(松原座長) 齋藤委員長どうぞ

(齋藤委員) 時間が押しているところすみません。齋藤です。一つ事務局にお願いですが、これから第2分科会もいろいろな方、福祉関係とか、元職や現職の官僚の方とかにお話を伺うにあたり、例えば検証会議はこういう活動をしている会で、これまでこういうふうに議論を重ねてきているという紹介するにあたり、ワンストップでいろいろな今までの議事要旨とか、あと会議での資料とか、皆さんのそういうものが見られるような場所をつくっていただけると……途中から傍聴されて前の話し合いとか文献も見たいということも探しやすいように何か、ワンストップのサイトを財団の中に作っていただければと思います。

(採澤事務局長) 事務局採澤です。こちらの方で検討させていただきます。財団のホームページを工夫するというところで。

(松原座長) ありがとうございます。では最後のご意見ということで藤原さん。

(藤原久美子委員) 藤原久美子です。事務局といえますか、お願いなんですけれど、合理的配慮にかかる部分についてです。

いつも予算がないということで、いろんなことが制限されてしまっています。そのたびに、やはり謝ってはいいただけるんですが、それが本当に私達はすごく堪えるんですね。何か自分たちはやっぱり申し訳ない、いてはいけない存在なんじゃないかと。それはやっぱり常に日々の生活の中でも感じながらやっています。

それがこの検証会議でも、そのような私達がいつらいようなことにしてはいけないと思うんですね。予算がないというのは、本当にその通りだと思います。例えば、合理的配慮に係る部分というのは、事業費に入れるというのが、そもそもフェアじゃないなといえますか。仮に私がもし、障害がなければ1人で行けるけれど、やっぱり同行者がいる、介助者がいる場合、その介助者の分であるとか、手話通訳さんの費用であるとかというのが、事業費に含まれてしまうと、当事者がいる会議というのは、その事業自体に使うお金も制限される。例えば300万もらえても、その分、200万とかの事業になってしまうわけですね。ですので、その部分は、当たり前とちゃんと別でいただけるようにしないといけないと思うんです。

JICAでは、既にそのような仕組みになっています。そういう前例もありますので、ぜひそういう要望をしていただきたいし、そのときには私達当事者の委員からも、事務局に任せるとかではなく、お力になれると思いますので、ぜひその辺で検討していただきたい。あと時間についてもそうです。前回、鈴木由美委員からも言われたように、やはり時間がかかります。休憩も必要ですし、ゆっくり話すということで時間もかかりますので、そこもきちんと考慮に入れていただきたいということで、お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(採澤事務局長) 採澤です。検証委員の皆様の合理的配慮にかかる費用については確保はしているところですので、スタートして数ヶ月しか経ってないところなので、もう少し進んで何かの制限がかかっているとか、動きづらいつかそういうことがありますら今後、ご指摘いただければと思います。

予算の工夫の仕方についても、ご示唆いただいたことを踏まえて進めてまいりたいと思っております。

時間につきましても、今年度は既に、会議室の関係等でですね、2時間ということが多かったんですけど、来年度は、3時間は確保できるようにしたいと考えています。

(松原座長) すみません、もう時間なので、手話がまた切れてしまうんですけど。

(採澤事務局長) この他、いろいろとご意見を言っていただければ、事務局として工夫してまいりたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(松原座長) 一言、今のお答えは、結局、仮に事業費の中に合理的配慮の経費が入ったとしても、事業自体がシュリンクすると縮むということがないような交渉をしてもらっていますので、いろんなアプローチがあり得ると思いますけれど、引き続きご協力をお願いしたいと思います。また、協議も引き続きお願いします。

(採澤事務局長) それでは、これにて終了とさせていただきますと思います。

次回の検証会議につきましては、3月9日の午前10時から開催したく、次回は、尾上敬子委員と尾上一孝さんのヒアリングを行う予定です。次回検証会議までの間に検証委員の皆様から、尾上さんに対するご質問を受け付けることとします。その他、各分科会の活動報告を行う予定です。また追って、ご連絡をさせていただきます。では本日はどうもありがとうございました。

以上